

損害賠償及び和解に関する件

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市白石区在住者

2 事故の概要

(1) 令和6年2月2日、札幌市東区北25条東13丁目において、路面の積雪により走行できなくなった環境局の^{じんかい}塵芥車が、相手方の運転する自動車によってけん引された際に、誤って当該自動車に接触した。

※ この事故は、報告第5号番号12と同一の事故である。

(2) これにより、相手方は、^{けい}頸椎捻挫、^{けい}腰椎捻挫、外傷性^{けい}頸部腰部症候群、右肩打撲傷、頭頂部擦過傷、頭頂部打撲傷等の傷害を負い、約4か月間通院した。

3 損害賠償の額

1,072,355円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。